

評議員選任・解任委員の任期の確認について

平成 29 年 4 月施行の改正社会福祉法により、ほとんどの社会福祉法人において評議員選任のための評議員選任・解任委員会が設置され、本県が示した「社会福祉法人の評議員選任・解任委員会の運営に関する規程例」に沿った場合には、その委員の任期については、多くの法人において下記のとおり、評議員の任期と同じように規定されています。

こうした中で注意が必要なことは、評議員と選任・解任委員では就任時期が異なるため、同じような任期の規定であっても、結果として任期終了年度が 1 年ずれるということです。

具体的には、多くの評議員が平成 29 年 4 月 1 日付で就任されているはずであり、その「4 年以内に終了する会計事業年度のうち最終のもの」は令和 3 年 3 月期となり、令和 3 年 6 月（あるいは 5 月）開催の評議員会終了時で任期満了となります。

これに対し、選任・解任委員は、現評議員を選任するため、平成 29 年 3 月までに就任されているケースがほとんどであり、その場合、「4 年以内に終了する会計事業年度のうち最終のもの」は令和 2 年 3 月期となるため、令和 2 年 6 月（あるいは 5 月）の定時評議員会終了時点で任期満了ということになっています。

したがって、その後、あらためて選任・解任委員の選任手続を行っていない場合には、選任・解任委員が存在しないこととなります。

各社会福祉法人におかれましては、選任・解任委員の任期の確認を行っていただき、もし任期が切れている場合には、速やかに選任の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(参考)

「社会福祉法人の評議員選任・解任委員会の運営に関する規程例」抜粋

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。